

2019年1月17日

各位

有限会社NCコーポレーション
代表取締役 井上 孝己

訴訟における和解成立に関するお知らせ

有限会社NCコーポレーション（以下「当社」といいます。）は、以前に取引関係にあったユタカエンジニアリング株式会社（本店所在地：香川県さぬき市志度5419番地2、代表者：松本恒雄）より売買代金の支払いを請求する訴訟（事件番号：大阪地方裁判所平成29年（ワ）第4723号。以下「本訴訟」といいます。）の提起を受け、また、当社がユタカエンジニアリング株式会社に対し、同社が当社の元従業員と共謀して当社の保有する営業上のデータを無断で複製・使用していること等を請求の原因として損害賠償を請求する反訴（事件番号：平成29年（ワ）第10503号。以下「本反訴」といいます。）を提起し係争中でしたが、2019年1月17日、大阪地方裁判所において下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容

(1) 本訴訟の内容

提 起 日：平成29年3月9日
裁 判 所：大阪地方裁判所
原 告：ユタカエンジニアリング株式会社
被 告：有限会社NCコーポレーション
内 容：1620万円の売買代金請求

(2) 本反訴の内容

提 起 日：平成29年10月26日
裁 判 所：大阪地方裁判所
反 訴 原 告：有限会社NCコーポレーション
反 訴 被 告：ユタカエンジニアリング株式会社
内 容：不法行為に基づく損害賠償請求

2. 和解について

当社は、当初よりユタカエンジニアリング株式会社が主張する売買代金の支払義務の存在を争っておらず、争点は専ら当社の主張する不法行為に基づく損害賠償請求の成否でした。

訴訟の中で双方の主張立証を尽くし、その後協議を重ねた結果、当社が上記売買代金を支払うとともに、ユタカエンジニアリング株式会社が当社に解決金を支払うことで合意し、売買代金と解決金とを相殺した残余の金額を支払う内容で和解が成立しました。

なお、当社は、他社との協力においてタンクローリー車等の特殊車両を製造する体制を既に構築しており、上記訴訟及び和解が当社及び当社のグループ企業の今後の業績に大きな影響を与えることはございません。

以上